

輸入禁止植物の保管調査

—— 新 東 京 国 際 空 港 ——

我が国では、作物に大きな被害を与え通常の検査では検出が困難であったり、適当な消毒法が確立されていない病虫害の寄主植物は、輸入が禁止されている。これら輸入禁止植物の持ち込みは年間5万件以上にものぼっており、そのほとんどが旅行客の持ち帰る生果実で、大半が新東京国際空港に集中している。

輸入検査の際に輸入禁止となった生果実などは、病虫害の寄生の有無を調査するため、焼却処分する前に次のような保管調査を実施している。まず、生果実などを上部網張りの容器に入れ、厳重に隔離した飼育室内で保管する。約5日後にこれを注意深く切開し、幼虫寄生の有無を調べる。ここで発見された幼虫はさらに飼育し、成虫になるのを

待って種の同定を行う。

同空港では、植物防疫官が24時間勤務体制で年間35万件に及ぶ輸出入植物の検査を行っており、多忙を極める検査業務の合間を縫って実施するこの保管調査からは、本邦未発生のミバエ類などの害虫が数多く発見されている。

これらは卵や幼虫態等発見し難い状態で密航して来て、植物検疫によって侵入阻止された虫達なのである。



上：保管中の生果実
下：切開調査の実施

海 外 の ニ ュ ー ス

ハワイにおけるマレーシアミバエ対策の現状について

1983年3月、ハワイのオアフ島においてマレーシアミバエ *Dacus latifrons* (Hendel) の侵入が確認された。本種は東南アジアに分布し、ナス科植物を加害することが知られているが、ハワイにおける生態は未知であり、防除法に関する文献も皆無であるため、アメリカ合衆国では、これらについて早急に調査検討することとなった。以下に本種の発生調査、並びに連邦及び州政府の対応の経緯について、米国農務省から提供された情報によって紹介する。

ハワイ州農務部が行った今日までの調査によると、1983年7月現在、本種の寄主はオアフ島のトウガラシ及びナスに限られている。一方、飼育調査により約21日で生活環を完了すること、既存のウリミバエ、ミカンコミバエ用の人工飼料で幼虫飼育が可能なが判明した。現在、ハワイ州の関係機関が本種の生態（誘引剤に対する反応、寄主植物、経済的被害、分布、個体群動態等）について研究中である。

現時点では、本種に関する情報は十分とは言えず、被害解析が遅れると予想されており、したがって害虫としての重要度はいまだ不明である。また広大な地域での根絶防除及びその効果の判定が難しいため、ハワイ州としてはより詳しいデータが得られるまで、本格的な防除を開始しない方針である。その間の処置として、オアフ島からのトマト、ナス、トウガラシの移動禁止の規制を検討している。一方、連邦政府は動植物検疫部に対しカリフォルニア州食糧農業部と協力して、5か国語によるパンフレットの作成を要請し、関係地域住民の注意を促す広報活動を予定している。

以上のような経緯であるが、連邦及び州政府が最終的な判断を下すまでには、もう少し時間がかりそうである。 (害虫課 杉本俊一郎)

発行所 横浜植物防疫所
〒231 横浜市中区北仲通5-57(横浜農林水産合同庁舎) ☎045(211)2299
発行人 江口照雄
編集責任者 松延正弘
印刷所 保土ヶ谷印刷株式会社
横浜市中区北方町2-96 ☎045(621)3347